協同組合日本脚本家連盟
管理委託契約約款

第１章目的

（目的）

第１条　この約款は、脚本等の言語の著作物（以下「著作物」という。）の著作権の擁護と利用の円滑化を図るため、脚本家等著作権を有する者（以下「委託者」という。）と協同組合日本脚本家連盟（以下「受託者」という。）との間における、著作権等管理事業法（平成１２年法律第１３１号。以下「管理事業法」という。）第２条第１項に基づく信託または代理による管理委託契約の内容を定めることを目的とする。

第２章信託契約

（信託の範囲、再委託）

第２条　委託者は、その有する著作権および将来取得する著作権のうち、複製権・譲渡権（出版に関する権利を除く）、上映権、公衆送信権、伝達権および翻訳権、並びに著作権法（昭和４５年法律第４８号。以下「著作権法」という。）第２８条に規定する権利（複製権、譲渡権、上映権（劇場用映画の初回上映を除く）、公衆送信権（放送番組の初放送を除く）、伝達権および頒布権）で、著作権信託申込書において指定したもの（以下「信託著作権」という。）を受託者に移転し、受託者は委託者のための管理収益を目的として、これを引き受ける。

２．　受託者は、前項の申し込みに対し、著作権の信託を引き受けることが適当と認めたときは、委託者と信託契約を締結し、すみやかに委託者に信託証書を交付する。

３．　受託者は、信託著作権の一部を他の著作権等管理事業者または外国著作権管理団体に再委託することができる。

（管理の留保または制限等）

第３条　委託者は、信託契約締結の際に自己の著作物について著作権を有せず、または著作権の行使に制限が付されているものがあるときは、その旨を書面により受託者に届け出なければならない。契約期間中に信託著作権の行使に支障のある事由が生ずるおそれがある場合も同様とする。

２．　前項に定める義務を怠ったために生じた損害は、委託者の負担とする。

（信託の解除、追加）

第４条　第１２条の規定にかかわらず、委託者は、正当な理由がある場合に限り、契約期間中であっても、受託者の同意を得て、信託の全部または一部を解除することができる。ただし、信託著作権の利用許諾に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。

２．　委託者は、第２条第１項の範囲内において、契約期間中であっても、受託者の同意を得て、信託著作権を追加することができる。

３．　第１項または前項の申し出は、書面により行わなければならない。

４．　第１項の解除によって生じた損害は、委託者の負担とする。

（信託の承継）

第５条　信託に係る委託者の地位は、その相続人に承継されるものとし、委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を書面により受託者に届け出なければならない。

（信託の終了）
第６条　受託者は、信託の終了の日に信託証書と引き換えに、最終収支計算書を添えて、信託著作権を委託者に移転する。

（告訴等）
第７条　受託者は、必要と認めるときは、委託者の同意を得て信託著作権の管理に関する告訴または訴訟を行う。
２．　前項において要する費用は、原則として受託者の負担とする。

第３章代理委任契約

（代理委任の範囲、復委任）
第８条　委託者は、著作物の上演または出版に関する利用方法で著作権代理委任申込書に指定したものの代理委任（一任型）の方式による管理（利用契約に関する交渉および契約の締結、使用料の収受および配分その他これに付帯する業務）を受託者に委任し、受託者は委託者のための管理収益を目的として、これを引き受ける。
２．　受託者は、前項の申し込みに対し、委任を引き受けることが適当と認めたときは、委託者と代理委任契約を締結し、すみやかに委託者に代理委任受諾書を交付する。
３．　受託者は、委任を受けた行為を他の著作権等管理事業者または外国著作権管理団体に復委任することができる。

（委任の解除）
第９条　第１２条の規定にかかわらず、委託者は、書面により受託者に通知することにより、いつでも代理委任契約を解除することができる。ただし、委任業務に係る事務処理が完了するまでは、解除の効力は生じないものとする。
２．　前項の解除によって生じた損害は、委託者の負担とする。

（委任の承継）
第１０条　委任に係る委託者の地位は、その相続人に承継されるものとし、委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を書面により受託者に届け出なければならない。

（委任の終了）
第１１条　受託者は、委任の終了の日に代理委任受諾書と引き換えに、最終収支計算書を交付する。

第４章契約期間

（契約期間）
第１２条　管理委託契約の契約期間は、締結の日から５年間とする。ただし、契約期間満了の３か月前までに、受託者または委託者から管理委託契約の解除について特別の意思表示が書面によってなされなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算し更に５年間継続されるものとする。以降の期間満了のときもまた同様とする。

第５章使用料等の徴収、分配および管理手数料

（使用料等の徴収方法）
第１３条　受託者は、利用者に対して著作物の利用を許諾し、受託者が文化庁長官に届け出た使用料規程に従い、利用者から使用料を徴収する。
２．　受託者は、利用許諾契約の締結の促進または管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利

用者に請求することができる。
３．　受託者は、著作権法に規定する補償金（受託者が信託または受任に基づいて受領する権利を有するものに限る。）を受領することができる。
４．　受託者は、受託著作物の著作権が侵害された場合における損害賠償金または不当利得金（以下総称して「損害金」という。）を請求することができる。

（受益者の指定）
第１４条　この約款における受益者は委託者とする。ただし、委託者は、受託者の同意を得て、受益者の指定または指定された受益者の変更ができるものとする。

（使用料等の分配方法）
第１５条　受託者が収受した使用料、第１３条第３項の補償金および同条第４項の損害金（以下これらを総称して「使用料等」という。）は、次に定める分配方法に従って、受益者に分配するものとする。
（１）利用者または補償金支払者（以下「利用者等」という。）から提出された資料（利用された著作物の題号および著作者の氏名等の情報が記録された通知または報告をいう。以下同じ。）に基づいて、対象著作物を特定し、受益者ごとの使用料等の額を計算する。ただし、第２条第３項に定める再委託または第８条第３項に定める復委任の相手方当事者が外国著作権管理団体であるときは、当該外国団体との間の相互管理契約の定めまたは著作権協会国際連合の定める基準、当該外国団体の事業対象地域の法令および規約に従う。
（２）前号により額が決定した使用料等は、受益者がただちに送金することを希望する場合を除き、その合計額が２万円に達した日から２か月以内に受益者に送金する。
（３）前号に定めるところにかかわらず、第１号により額が決定した使用料等は毎年８月の末日にはすべて清算の上受益者に送金する。
２．　受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その事由が解消するまでの間、前項の規定による送金を留保することができる。
（１）第２１条による委託者または受益者に対する通知が到達しないこと。
（２）第２３条第１項第２号から第４号に定める通知をすべき者がその通知をしないこと。
（３）分配請求権に係る滞納処分その他の差押えがあったこと。
（４）第５条または第１０条に定める届出をすべき者がその届出をしないこと。
３．　使用料等の分配時期および分配方法について本条に定めのない事項については、受託者の理事会において決定し、必要に応じて理事会が設置する委員会での調査審議を経ることができる。

（分配保留）
第１６条　受託者は、収受した使用料等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、前条にかかわらず、前条の規定による分配を必要な範囲および期間において保留すること（以下「分配保留」という。）ができるものとする。
（１）利用者等から資料が提出されないこと。
（２）利用者等から提出された資料に不備（利用許諾契約との齟齬を含む。）が存在すること。
（３）前各号のほか受託者が対象著作物、並びにそれに係る委託者または分配すべき受益者を確知できないこと。
（４）委託者でない者（受託者が他の著作権等管理事業者または外国著作権管理団体から再委託または復委任を受けた場合の当該相手方当事者の委託者を除く。）に係る額が含

まれることが判明し、利用者等への返金等の適切な措置を講じるための手続きが生じたこと。

（分配請求権の消滅時効）
第１７条　分配請求権の消滅時効については、信託法（平成１８年法律第１０８号。以下「信託法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（委託者共通の目的事業のための支出）
第１８条　受託者は、分配保留をした場合において、その事由の解消のための措置を講じたにもかかわらず、分配保留の開始から１０年を経過してもなお事由が解消されない使用料等については、分配保留の開始から１０年以上が経過した部分を、信託目的の達成のため、委託者共通の利益に資することを目的とする事業の支出に充てることができる。
２．　前項の事業の内容は、受託者の理事会において決定し、必要に応じて理事会が設置する委員会での調査審議を経ることができる。

（管理手数料）
第１９条　受託者は、第１５条の規定に基づく分配の際には、次の率による管理手数料（管理事業法第１１条第１項第４号に規定する受託者の報酬をいう。以下同じ。）を、使用料等の中から控除する。
（１）信託によるもの　使用料等の２５％以内
（２）代理によるもの　使用料等の９％以内
２．　受託者が取得した一会計年度における管理手数料等収入金の総額が管理事務のために要した当該会計年度における諸費用等支出金の総額を超えたときには、その差額金（過年度における不足金のある場合は、これを補填した残額）を、受益者に交付する。
３．　前項により収支差額金を受益者に交付するときは、当該会計年度における使用料等の分配額に案分比例して、分配するものとする。
４．　前２項にかかわらず、生じた収支差額金は、受託者の総代会の決定により、前条に規定する委託者共通の目的事業のための支出に充てることができる。
５．　この条の規定は、信託法第４８条の規定の適用を妨げない。

（受益権の譲渡等）
第２０条　受益権は、委託者および受託者の同意がなければ、譲渡または質入れすることはできない。

（委託者または受益者への通知等）
第２１条　委託者または受益者に対する催告、送金その他の通知は、受託者に届出のあった住所にあてることをもって足りるものとする。

（印影の届出義務）
第２２条　委託者および受益者の印影は、委託者があらかじめ受託者に届け出るものとする。これを変更するときも同様とする。
２．　届出のあった印影と符合する印影を押印した書面によって受託者が使用料等の交付その他の処理をした場合には、受託者は印鑑の盗用その他の事由により生じた損害についてその責任を負わない。

（通知義務）
第２３条　次の場合には、委託者または受益者は、遅滞なく受託者にその旨を通知し、かつ、

所定の手続きをとらなければならない。
（１）信託証書、代理委任受諾書または届出のあった印影を刻印した印章を失ったとき。
（２）住所または連絡先、氏名、使用料等振込口座等の変更、適格請求書発行事業者の登録もしくは取消、破産等があったとき。
（３）受託著作物の著作権について譲渡等の地位の変動があったとき。
（４）受託著作物について、受託者に対する届出にない筆名を用いたとき。
２．　前項の通知を怠ったために生じた損害については、受託者はその責任を負わない。

（受託者の任務）
第２４条　受託者は、この約款の定めのみならず信託または受任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、信託事務または委任事務を処理しなければならない。
２．　受託者は、社会経済的、地理的または技術的条件、見込まれる費用その他の事情を総合的に考慮し、受託者が合理的に実現可能と認める範囲において信託事務または委任事務の処理を行う。
３．　受託者は、委託者から請求があったときは、いつでも当該委託者に係る業務処理の状況を報告するものとする。
４．　前項の報告に要する費用は、委託者の負担とする。

第６章管理委託契約の解除

（管理委託契約の解除）
第２５条　委託者または受託者は、管理委託契約に違反する行為があったときは、相当の期間を設けて、当該契約上の義務の履行を催告した上で、義務の履行がない場合は、当該契約を解除することができる。
２．　受託者が管理事業法第９条各号のいずれかに該当することとなった場合において、同条第１号、同条第３号または同条第４号に該当することとなったときは、委託者は、書面により受託者に通知することにより、管理委託契約を解除できるものとし、同条第２号に該当することとなったときは、受託者が破産の宣告を受けたときをもって、管理委託契約は当然解除されたものとする。
３．　受託者は、委託者または受益者に次の各号の事由が生じたときは、催告を要せずに管理委託契約を解除することができる。
（１）受託著作物の著作権のすべてを失ったとき
（２）破産手続きが開始されたとき
（３）反社会的勢力に該当し、または自らもしくは第三者を利用して反社会的行為を行ったとき

第７章約款および管理委託契約の変更

（約款および管理委託契約の変更）
第２６条　受託者は、この約款を変更した場合は、受託者のウェブサイトへの掲示その他の適切な方法により変更された約款を公示するとともに、委託者に変更の内容を通知しなければならない。
２．　この約款の変更の内容について異議のある委託者は、前項の通知の到達した日から１か月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。
３．　第１項に定める公示の日から２か月経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は約款および管理委託契約の変更について承諾したものとみなす。
４．　第２項の解除によって生じた損害は、受託者の負担とする。

第８章その他

（例外規定）
第２７条　委託者は、管理委託契約の締結に当たり、受託者の同意を得て、この約款に定める受託者の権限に加えられた制限以外の制限を定めることができる。

（財務諸表等の提供）
第２８条　受託者は、毎事業年度経過後３か月以内に、著作権等管理事業法施行規則第１９条に定める財務諸表等を作成し、委託者から閲覧または謄写の請求があった場合には、応じなければならない。

（個人情報の第三者への提供）
第２９条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者の個人情報（個人番号を除く。）を第三者に提供することができる。ただし、第２号から第８号までの場合については、信託著作権の管理のために必要な限度における提供に限る。
（１）新たに信託契約を締結した委託者、信託契約が終了した委託者、委託者の地位を承継した者、受益者の指定を受けた者または筆名を追加した者に関し、その氏名または筆名その他の情報を受託者の会報に掲載するとき。
（２）受託著作物に関する情報を利用者等その他の第三者に提供するとき。
（３）受託著作物に関する情報を第２条第３項に定める再委託または第８条第３項に定める復委任の相手方当事者に提供するとき。
（４）利用者等からの資料の提出を受けた場合において、提出した者以外の利用者等に対し、当該資料に記載され、または記録された情報を提供するとき。
（５）資料に記載され、または記録された受託著作物の著作者に対し、事実関係の確認を依頼するとき。
（６）受託著作物が共同著作物である場合において、関係する各委託者に対し、当該受託著作物に係る使用料等の分配に関する情報を提供するとき。
（７）信託著作権の侵害を防止し、または解消するための措置を講ずるとき。
（８）前各号に掲げる場合のほか、信託著作権の管理のために必要があるとき。

（個人番号の利用）
第３０条　受託者は、委託者または受益者から提供された個人番号を所得税法（昭和４０年法律第３３号）の規定に基づく調書の作成及び提出のためにのみ利用する。

（電磁的方法の活用）
第３１条　この約款に基づく委託者または受益者への催告または通知は、電磁的方法（受託者が別に定める方法をいう。以下同じ。）によって行うことができる。ただし、これら催告または通知を電磁的方法によって受けられないことにつきやむを得ない事情があると認められる委託者または受益者に対する催告または通知については、この限りでない。

附則
（実施日）
第１条　この約款は、２０２６年１２月　１日から実施する。

２００１年１２月１９日届　　出
２０２３年１１月　１日変更届出
２０２６年　９月　４日変更届出